様式第28（第21条の10第２項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏（フリガナ）　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

死亡等の届出書

（犬又は猫が死亡した
第21条の６の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した　ので、
登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなった）

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の８第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
２　届出事由の発生日	年　　月　　日
３　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度
４　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第28（第21条の10第２項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

死亡等の届出書

（犬又は猫が死亡した
第21条の６の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した）　ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の８第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
２　届出事由の発生日	年　　月　　日
３　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度
４　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の九の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。